

動画セミナーのご案内

# 介護事業者のパワーハラスメント対策

－パワハラ撲滅は重要な経営戦略－

## 6件のパワハラ具体事例で討議してみよう！

今すぐ抜粋版を試聴しよう！（抜粋版17分・本編45分）

<https://youtu.be/rNLHtFGVKbo>



### 動画セミナー提供方法

- 提供対象：介護事業者団体・介護事業法人など
- 視聴期間：1ヶ月以上1ヶ月単位で設定
- 提供資料：セミナーテキスト
- 視聴開始：任意の期日を設定できます
- 提供価格：介護事業者団体55,000円（税込）  
介護事業法人44,000円（税込）  
※配信期間2カ月以上は割増必要

### 動画セミナー視聴までの流れ

- ①申込書を弊社宛メールで送付  
申込書は弊社ホームページで：[www.anzen-kaigo.com](http://www.anzen-kaigo.com)
- ②弊社より主催者にセミナー視聴ツールを送付  
URL・QRコード・パスワード・セミナーテキスト・付属資料
- ③視聴者にURL・QRコード・パスワードを案内
- ④参加者はパソコンやスマホでセミナーを視聴

## 「介護事業者のパワーハラスメント対策」の概要

1. パワーハラスメントとは？
  - ・パワーハラスメントの定義
  - ・パワーハラスメントの6類型
  - ・パワーハラスメントと法律
  - ・パワーハラスメントの具体事例（裁判例より）
2. パワハラ防止法
  - ・改正労働施策総合推進法
  - ・事業主が講じるべき措置
3. 施設のパワハラ防止の具体策
  - ・ある社会福祉法人のパワハラ事件
  - ・厚労省の指針への対応
  - ・介護事業者が取り組むべきこと
4. 事例検討「こんな対応はパワハラ？」
  - ・「カンファ終わるまで立ってろ！」
  - ・ミスの多い職員に怒鳴りつける主任
  - ・すぐに言い訳をするC介護職員を担当から外した
  - ・仕事の遅い職員に他の職員の前で謝罪させた
  - ・残業する職員に「タイムカード押してからにしろ」
  - ・熱心すぎる職員を無視しろと圧力をかける

#### ● 介護事業者が取り組むべきこと

##### ● 法人トップの意識を変える（表明する）

パワハラ裁判でハッキリわかること⇒パワハラを容認する会社はダメになる

パワハラ容認 ⇒ パワハラ発生 ⇒ 被害者自殺 ⇒ 訴訟で負ける

ブラック企業のレッテル ⇒ 人材採用困難 ⇒ 倒産

■ トップのメッセージをホームページに記載

TOP1 パワハラ

#### 4. 具体事例で考えるパワハラ対策

##### 事例1：仕事が遅い職員に「カンファ終わるまで立ってろ！」

入社2年目の介護職員A君は少し要領が悪く仕事が遅いことを自覚しています。Z主任はスポーツマンなので、A君に対してすぐに「お前は根性が足りない」「頑張りが足りない」などと言います。A君は仕事が遅いことを自覚しているので、責められても不満を言いません。ある日、A君はカンファレンスがあることを忘れていたため、10分遅刻してしまいました。主任はA君に「仕事が遅いお前がエラそうに遅れてくるんじゃないかねえ！カンファ終わるまで立っている」と、A君を30分間立たせたままカンファレンスをしました。

##### パワーハラスメントに該当する行為とは？

- ①Z主任のどのような行為がパワハラに該当しますか？
- ②Z主任の行為はパワハラの度の行為に該当するか○を記入して下さい。  
・身体的な攻撃( ) ・精神的な攻撃( ) ・人間関係からの切り離し( )  
・過大な要求( ) ・過小な要求( ) ・個の侵害( )
- ③Z主任は上司として部下にどのように対応すべきでしょうか？

動画セミナーに関するお問い合わせは

株式会社安全な介護 受付担当 澤田

mail:soudan@nanasha.co.jp TEL:03-5995-2275